

介護給付費算定に係る体制等に関する届出の提出書類一覧
(通所介護)

電子申請届出システムにより届出をする場合は、下線を引いている書類は添付不要です。
ただし、他の変更事項（管理者等）とあわせて届け出る場合は（別紙2）を添付してください。

加算項目	添付書類
共通	<input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） <input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等状況一覧（別紙1-1-2） <input type="checkbox"/> 誓約書（加算様式10-2） <input type="checkbox"/> 変更届・介給届連絡票※1 <input type="checkbox"/> 定型封筒（切手貼付）※2
施設等の区分	<input type="checkbox"/> 通所介護算定区分確認表（参考様式） ※算定区分が確認できる任意の様式でも可
職員の欠員による減算の状況	<input type="checkbox"/> 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1） <input type="checkbox"/> 資格者証（写）
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	<input type="checkbox"/> 感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式
時間延長サービス体制	<input type="checkbox"/> 運営規程
共生型サービスの提供	<input type="checkbox"/> 指定障害福祉サービス事業の指定書（写し）
生活相談員等配置加算（共生型サービスのみのみ）	<input type="checkbox"/> 生活相談員の資格を有することがわかる書類（写し） <input type="checkbox"/> 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 <input type="checkbox"/> 生活相談員配置等加算に係る届出書（別紙27）
入浴介助加算	<input type="checkbox"/> 平面図・写真
中重度者ケア体制加算	<input type="checkbox"/> 資格者証（写） <input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 <input type="checkbox"/> 中重度者ケア体制加算に係る届出書（別紙22） <input type="checkbox"/> 利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算）（別紙22-2）
生活機能向上連携加算	・共通書類のみ
個別機能訓練加算	<input type="checkbox"/> 資格者証（写） <input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）
ADL維持等加算（申出）の有無	・共通書類のみ
認知症加算	<input type="checkbox"/> 研修修了証（写） <input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 <input type="checkbox"/> 認知症加算に係る届出書（別紙23） <input type="checkbox"/> 利用者の割合に関する計算書（認知症加算）（別紙23-2）

加算項目	添付書類
若年性認知症利用者受入加算	・ 共通書類のみ
栄養改善体制	<input type="checkbox"/> 資格者証（写） <input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1） <input type="checkbox"/> 外部との連携により管理栄養士を配置する場合は、連携していることがわかる契約書等の写し
口腔機能向上加算	<input type="checkbox"/> 資格者証（写） <input type="checkbox"/> 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）
科学的介護推進体制加算	・ 共通書類のみ（※3）
サービス提供体制強化加算	<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算に係る届出書（別紙14-3） <input type="checkbox"/> 資格者証（写）
介護職員等処遇改善加算等	介護職員等処遇改善加算等のページを参照
L I F Eへの登録	<input type="checkbox"/> 共通書類のみ 下記の厚生労働省ホームページに掲載している資料を確認の上で登録手続きをしておいてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html
割引	<input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業所等による介護給付費に割引に係る割引率の設定について（別紙5） （「割引を設定する場合について」の記載例を元に要作成） <input type="checkbox"/> 運営規程（「割引を設定する場合について」のとおり改正が必要。）

※1 介給届の受付を証する書類が必要な場合は添付してください。

※2 介給届の内容審査後、郵送で変更受付票の送付を希望する場合は添付してください。

※3 届出するにはL I F Eへの登録が「あり」である必要があります。